

“ふじのくに” 規制改革会議

(静岡県政策企画部地域計画課)

1 要旨

- 平成 27 年 12 月に国の規制改革会議議長から、全国の地方公共団体首長に対し、**地方版総合戦略を推進する観点から、その阻害要因となり得る規制・制度の検証等を行う「地方版規制改革会議」の設置について検討するよう依頼がなされた。**
- 規制改革会議議長からの依頼を踏まえ、地方創生に向けた魅力ある地域づくりを進めていく上で、地域ニーズに即応した地方創生施策と規制改革を両輪で推進する観点から、既存の「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議」と**5つの地域圏ごとの「地域会議」の分科会組織として、“ふじのくに”規制改革会議を設置した。**

＜参考＞「規制改革に関する第 3 次答申」(平成 27 年 6 月 16 日) 及び「規制改革会議実施計画」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) 要旨

- 規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠
- 地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に**地方版規制改革会議を設置することを提案**
- 地方版規制改革会議が設置された場合、国の規制改革会議としては継続的に必要な支援を実施

2 本県独自の“ふじのくに” 規制改革会議の設置方針

- 本県では、既に、県・市町が連携して地方創生を推進する体制として、**市長会会长、町村会会长に参画いただく「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議」と**県内各市町の皆様に参画いただく**「地域会議」**を設置済。
- 地域の特性を活かした施策の協議に加え、規制改革についても協議し、両輪で地方創生に向けた取組を推進するため、既存の「県民会議」と**「地域会議」**の分科会組織として、**地方版規制改革会議を設置する。**
- 県と 35 市町がそれぞれ会議を設置することによる事務の重複を解消するため、**地方版規制改革会議を県・市町が共同で設置・運営し、魅力ある 5 つの地域圏の形成に向けた取組のより一層の強化を図る。**

3 提案の受付状況

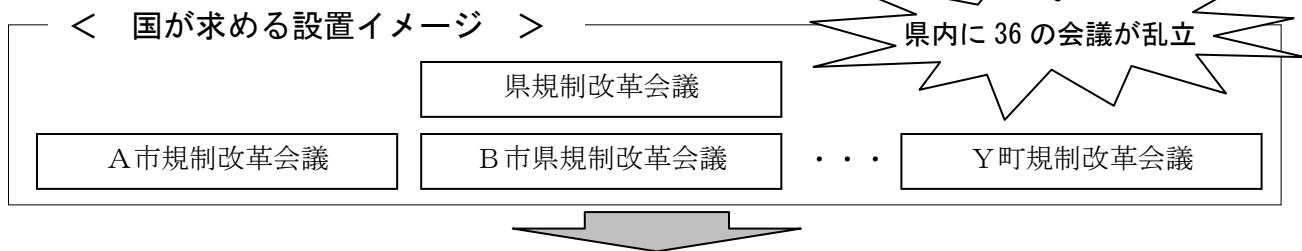
分野	主な提案内容	件数
産業振興	景観を営業資源とする施設のカーテン等の設置義務の緩和 高度化資金活用の団地進出企業への企業立地優遇制度の適用	8
土地利用	小規模な市町農振計画変更に係る知事協議の簡略化 風致地区内の樹木伐採基準の緩和	6
健康・福祉	訪問介護事業等福祉車両の路上駐車申請手続の緩和	8
その他	スプリンクラー設置基準の見直し	2
計		24

4 スケジュール

日程	項目
5月 27 日	規制改革提案窓口の設置
9月下旬～12月下旬	付議事項の市町調整等
1月 12 日	第 1 回規制改革会議本部会議の開催

<参考> “ふじのくに”規制改革会議の設置方針、運営イメージ

(1) 設置方針イメージ



< “ふじのくに” 規制改革会議の設置 >

- 地域ニーズに即応した地方創生施策と規制改革を両面から進める観点から、「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議」及び「地域会議」の分科会組織として位置付け、県民会議・地域会議から委員を選出する

本部会議

- ・全県的な対応を要する規制改革を審議

西部
地域会議

志太榛原・中
東遠地域会議

中部
地域会議

東部
地域会議

伊豆半島
地域会議

- ・県及び市町、市町における対応を要する規制改革を審議

(2) 運営イメージ

県・市町等の地方創生に
関連する各種会議等の意見
(県・市町からの提案も可)

県民、企業等

提 案

随时受付

(県) 提案をワンストップで総合受付する窓口を設置
※各市町も適宜窓口を設置し、募集(県に進達)

国で完結する案件は国に報告

提案内容の整理と対応方針検討を依頼

県・市町で対応方針を協議

国

県・市町関係部局

県・市町の協議が整った案件について、
提案・意見等への対応方針等を会議に諮る

本部会議及び5圏域ごとの規制改革会議

- ・地方創生を一層進める観点から、規制改革の必要性、対応方針等について第3者の視点で審議

常任委員(8名程度)

- ・「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと県民会議」「地域会議」から選出

専門委員(8名程度)

- ・案件に応じ各種専門家の参画

県・市町は審議結果を尊重し、条例改正等の対応